

## 神奈川県と日本生命保険相互会社との連携と協力に関する包括協定

神奈川県（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり連携と協力に関する包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 甲及び乙は、SDGsの推進に向けて緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) SDGsの普及啓発に関すること
  - (2) 健康増進に関すること
  - (3) 未病を改善する取組に関すること
  - (4) 人生100歳時代の設計図の取組に関すること
  - (5) 共生社会の推進に関すること
  - (6) 子育て支援・教育の振興に関すること
  - (7) 中小企業支援に関すること
  - (8) スポーツ振興に関すること
  - (9) その他県民サービスの向上・地域の活性化に関すること
- 2 前項各号に定める事項を推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。
- 3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲及び乙は県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

## （協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

## （期間）

第4条 協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から解約の申し出がない場合には、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成31年2月4日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 黒岩 祐治(自署)

乙 大阪府大阪市中央区今橋3-5-12  
日本生命保険相互会社  
代表取締役社長 清水 博(自署)